

船橋市ラブホテルの建築規制に関する条例施行規則第 2 条第 1 項の運用基準

昭和 58 年 5 月 1 日施行

- 1 第 1 号の営業時間中に自由に入出入りすることができる玄関は、玄関、出入口が外部及び帳場又はフロント等から見通しが良く、かつ開放的であること。
- 2 第 2 号の受付、応接の用に供する帳場、フロント等の施設は、次の構造等になっていること。
 - (1) 駐車場から玄関、帳場又はフロント等を経由しなければ客室へ入ることができない構造であること。
 - (2) 帳場、フロント等の構造及び設備が利用客と対面して受付、応接できるものとなっていること。
- 3 第 3 号から第 5 号までの施設の床面積の算定は、壁、柱等の内側での測定（いわゆる内法）とし、表 1 の床面積を満たすものであること。

表 1

収容人員の区分	床面積
30 人以下	30 m ²
31 人から 50 人まで	40 m ²
51 人以上	収容人員×1 m ² 上限 100 m ²

(1) 収容人員の算定

各々の客室定員を収容人員として算定する。ただし、客室定員が 1 名であっても客室床面積が 15 m²を超えるものは、2 人と算定する。

(2) 客室床面積

寝室、浴室、便所又は洗面所等、宿泊者が通常立ち入る部分の床面積とする。

(3) 第 3 号の自由に利用することができるロビー、応接室、談話室等の施設の床面積にはフロント部分を含む。

(4) 第 4 号の会議、催物、宴会等に使用することができる会議室、集会室、大広間等の施設、又は第 5 号の食堂、レストラン又は喫茶室及びこれらに付随する厨房、配膳室等の施設のいずれか一方の施設が、表 1 による床面積を満たしていない場合であっても、他方の施設の本来の用途に支障がない範囲においてその一部が一方の施設として利用できる構造・機能を有している場合は、両施設の合計床面積によって満たしていれば良い。

(5) 複合施設内にあるホテル等のとき、第 4 号又は第 5 号の施設の一部として、複合施設内の同様施設を、ホテルを通じて貸切りで利用できる場合に限り、その床面積を合算できる。

4 第 6 号の帳場又はフロント等から客室に通じる廊下、階段、昇降機等は、共用施設となっていること。

5 第 7 号に定める附近の居住環境を損なわない外観については、次の要件を満たすものであること。

と。

- (1) 外観は好奇心をそそるような特殊なものせず、その色彩は地域の環境に適応し、調和の図られたものであること。
- (2) 玄関又は駐車場の出入口は、ことさら外部から見通しをさえぎるための目隠し、のれん及び建築物等の外部での料金表示の設備を設けないものとする。
- (3) 塔屋又は外壁等の広告看板に付けるネオンは、点滅、フラッシュを有しないものとする。

6 第1号から第5号までの施設の共通事項

営業時間中、利用客その他関係者が利用することのできる構造及び設備となっていること。

附 則

この運用基準は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、昭和60年1月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、昭和63年8月9日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成21年2月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この運用基準は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正後の運用基準の規定は、この基準の施行の日以後に申請された、船橋市ホテル等建築計画に係る事前協議要綱による事前協議申請又は変更協議申請から適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。